

# 青森市子ども・子育て支援事業計画の 中間年の見直しについて

平成29年7月

# 1 中間年の見直しの必要性

## (1) 国の基本指針(抜粋)

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の(一)又は四の二の(一)により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

## 2 見直しの考え方

### (1) 見直しのポイント(国の作業の手引き)

#### ①見直しの要否の基準

平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと(3号認定については、0歳と1・2歳児ごと)の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合

#### ②見直しの手順

##### ア 実績値の把握

1号認定子ども 子ども・子育て新制度に移行していない私立幼稚園も含めること。  
2・3号認定子ども 認可外保育施設による保育については、当分の間、確保方策に含めることが可能としていることから、実績値に含めること。

##### イ 実績値と量の見込みの比較

##### ウ 要因分析及び補正

計画策定時に用いた「潜在家庭類型・利用意向率」については、児童数に占める支給認定子どもの割合の数値をもって代替することを基本

## 2 見直しの考え方

### ③見直しの方法

#### ア 推計児童数

社会増減、自然増減によるものかを分析し、必要があれば改めて算出

#### イ 支給認定割合

実績のトレンドや政策動向、地域の実情を十分踏まえることが必要

特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性就業率の上昇傾向  
(国においては、平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとしていること)に留意

1号認定子ども 女性就業の増加によって、従前幼稚園を利用していた層が保育所等の利用を希望する場合があることに留意し、適切な補正

2・3号認定子ども 保育認定事由ごとの増減を分析し、かり離要因となっている認定事由に基づく補正

### ④必要利用定員総数の確保のための運用上の工夫

○一定の条件の下、企業主導型保育施設の地域枠を市町村整備計画の整備量に含めることが可能となる予定(国において基本指針を改正予定)

○必要利用定員総数は、各年度の必要利用定員総数に基づき認可を行うのではなく、計画期間の終期である平成31年度の必要利用定員総数に基づき行うこと

## 2 見直しの考え方

### (2) 本市の見直し方針

#### ①最新値の活用等

国の見直しの要否基準では、「平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値」とあるが、最新値である平成29年4月1日時点の実績値を用いることを基本とする。

(待機児童等(※)にあつては、最大となる3月1日時点の実績値も参考とする。)

※待機児童等 … 「待機児童(保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、保育所等の利用申込みがされているが利用していない者)」及び「保留児童(他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機しているもの)」をいう。

#### ②量の見込みの再推計の実施

教育・保育施設の認可・認定及び利用定員の設定・変更に影響を及ぼすことから、計画における量の見込みの精度向上を図るため、**量の見込みの再推計**を行う。

なお、再推計に当たっては、国において平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとしていることを十分考慮する。

#### ③量の見込みの再推計と計画の見直しとの関係

量の見込みの再推計の結果及び子ども・子育て会議委員の意見を踏まえ、**計画の見直しの要否を判断**する。